

総合評価落札方式に係る入札説明書

下記契約の入札を総合評価落札方式による一般競争により実施しますので、入札に参加する意向がありましたら、下記により技術提案書を作成し、提出してください。また、入札参加に当たっては、必ず、下記契約に係る入札公告を確認し、内容を熟知の上、入札してください。

記

1 契約の概要

- (1) 件 名 戸田市上下水道事業包括委託
- (2) 場 所 戸田市地内
- (3) 設計金額 金3,023,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 予定価格 金3,023,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (6) 内 容 仕様書のとおり
- (7) そ の 他 戸田市契約規則第10条第3項に基づく郵便入札とする。

2 技術提案書及び入札書の提出

(1) 技術提案書（確認資料集を含む）の提出

- ① 期 間 令和7年9月1日 午前8時30分から
令和7年10月1日 午後4時まで
- ② 場 所 戸田市役所 新曽南庁舎 4階 水安全部総務課 総務担当
〒335-0026 埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号
- ③ 方 法 一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出すること。
※期間内必着

(2) 入札書（内訳書を含む）の提出

- ① 提出期限 令和7年11月5日 正午まで
- ② 場 所 戸田市役所 新曽南庁舎 4階 水安全部総務課 総務担当
- ③ 方 法 郵便入札とする。一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出すること。
※期間内必着
※上記以外の方法により提出された入札書は無効とする。
※郵便による入札書の提出方法の詳細は、問い合わせ先に記載の戸田市水安全部総務課のホームページにて確認すること。

3 入札書の開札

- ① 日 時 令和7年11月5日 午後2時
- ② 場 所 戸田市役所 新曽南庁舎 4階 会議室
※開札の立会いを希望する場合は、入札控室（戸田市役所新曽南庁舎4階会議室）に開札日時の5分前には待機していること。なお、代理人をして立会いをする場合は、立会いに関する委任状を提出すること。
※書式については、問い合わせ先に記載の戸田市水安全部総務課のホームページにて取得すること。
※この契約の入札は、技術提案を含めた総合評価により落札者を決定するため、開札後、総合評価値が確定するまで落札者の決定を保留する。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定

入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するため、次項に定める落札者決定基準に基づき評価し、総合評価値が最も高い者を落札者とします。なお、提出する資料に不備のあった評価項目については、評価対象外（ただし、ペナルティ項目については減点対象として計算）となります。

(2) ヒアリング

実施する 令和7年10月下旬を予定しております。詳細は、後日、別途通知します。

(3) 評価内容の担保

技術提案書は、契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案内容を除き、技術提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象となります。受注者の責により提出された技術提案書の内容を満たすことができなかった場合は、再度履行又は補修するものとします。再度履行又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1点を契約金額の1％に相当させた金額。）を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

(4) 虚偽の記載

契約締結前に技術提案書に虚偽記載が判明した場合は、その技術提案書を提出した者は失格とします。契約締結後に技術提案書に虚偽記載が判明した場合は、違約金として契約金額の5％を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

5 落札者決定基準

(1) 総合評価落札方式の方法

① 総合評価値の算出方法

【除算方式】

価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格によって除算することにより評価する方式で、技術評価点は基礎点及び加算点からなります。

$$\text{○総合評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・ 技術評価点 基礎点に加算点を加えたもの
- ・ 基 礎 点 100点 ※入札参加者にはじめから付与される得点
- ・ 加 算 点 25点満点
- ・ 総合評価値 技術評価点を入札価格（単位：億円）で除して評価値を算出します。総合評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下3位で位止めとします。

例：A社 技術評価点：110.00点 入札価格：1.00億円

B社 技術評価点：105.00点 入札価格：1.10億円

C社 技術評価点：115.00点 入札価格：1.05億円

のとき、総合評価値は次のように表示します。

A社 総合評価値：110.00÷1.0＝110.0000→110.00 落札

B社 総合評価値：105.00÷1.1＝95.4545→95.455

C社 総合評価値：115.00÷1.05＝109.5238→109.524

・ 技術評価の得点算出方法

評価項目又は評価項目の各号の得点の算出は、全ての選定委員の評価得点の平均点とし、その合計を加算点とする。当該平均点の算出にあたっては、少数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで求める。

(2) 失格の基準

技術評価に関し、次の①と②の両方に該当する入札参加者（辞退者、入札参加資格の欠格者等を除く有効参加者）は失格とします。ただし、入札参加者数が2者以下の場合は該当しないこととします。また、事後審査による入札参加資格の欠格等により、最終的に落札候補者が1者もいなくなった場合には、この失格基準の適用を解除するものとします。

- ① 技術評価の「加算点」が、当該契約における「加算点」の最も高い入札参加者の1／3以下
- ② 技術評価点の「順位」が、入札参加者の下位1／3以下

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、上記5（1）の総合評価値が最も高い者を落札者とします。
- ② ①において、総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が最も低い者を落札者とします。また、入札価格についても同額であった場合は、くじにより決定します。
- ③ 落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者に意見を聴く必要があるとされた契約については、学識経験者の意見を受け、落札者を決定します。

(4) 技術提案の内容

技術提案書に記入された内容を添付資料及び各種データにより確認して評価（採点）します。技術提案の評価項目、評価基準、提出資料及び配点は次のとおりです。

なお、提出資料に「ヒアリング」の記載がない評価項目についても、提出された提案書の内容によってヒアリングを実施させていただく場合があります。

ア 企業及び従事者の技術能力等（配点8点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
1 企業の同種、類似契約の実績	①平成27年4月1日から告示日までに給水人口100,000人以上の上下水道事業において、上下水道窓口業務のうち料金関係業務を元請（共同企業体の構成員としての実績含む）として履行した主な実績（現在履行中の業務を含む）	提案書 契約書の写	—	/2
	・ 3 件以上		0.5	
	・ 2 件		0.25	
	・ 1 件		0	
	②平成27年4月1日から告示日までに給水人口100,000人以上の上下水道事業において、上下水道窓口業務のうち給水装置関係業務又は下水道関係業務を元請（共同企業体の構成員としての実績含む）として履行した主な実績（現在履行中の業務を含む）	提案書 契約書の写	—	
	・ 2 件以上		0.5	
	・ 1 件		0.25	
	・ 0 件		0	
	③平成27年4月1日から告示日までに給水人口100,000人以上又は施設能力50,000m ³ /日以上水道事業において、浄水場の運転管理業務を元請（共同企業体の構成員としての実績含む）として履行した主な実績（現在履行中の業務を含む）	提案書 契約書の写	—	
	・ 3 件以上		0.5	
	・ 2 件		0.25	
	・ 1 件		0	

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
	④平成27年4月1日から告示日までに下水道事業において、24時間常駐監視によるポンプ場（処理場含む）の運転管理業務を元請（共同企業体の構成員としての実績含む）として履行した主な実績（現在履行中の業務を含む）	提案書 契約書の 写	—	
	・ 3 件以上		0.5	
	・ 2 件		0.25	
	・ 1 件		0	
2 表彰実績	①平成27年4月1日から告示日までに、国又は地方公共団体（地方公営企業含む）が発注した業務を受注（共同企業体の構成員としての実績含む）した中で、戸田市上下水道事業包括委託の業務範囲と類似の業務について、国又は地方公共団体から表彰（表彰と同等レベルの評価を含む）を受けた実績	提案書 表彰状等 の写	—	/0.5
	・ 表彰を 2 回以上受けた。		0.5	
	・ 表彰を 1 回受けた。		0.25	
	・ 表彰を受けたことがない。		0	
3 [上下水道 窓口業務] 業務を履 行するた めに必要 な組織体 制と配置 計画	①上下水道窓口業務における現場責任者の実務経験年数及び窓口業務従事者（検針員除いた、料金関係業務、財務会計業務及び施設関係業務）の配置計画	提案書	—	/2
	・ 現場責任者の経験年数が 10 年以上、かつ窓口業務従事者が 20 名以上		0.5	
	・ 現場責任者の経験年数が 5 年以上、かつ窓口業務従事者が 15 名以上		0.25	
	・ 上記に該当しない。		0	
	②上下水道窓口業務のうち財務会計業務における窓口業務従事者の実務経験（公営企業会計の仕組みや統計資料作成の目的を理解している。）年数及び配置計画	提案書	—	
	・ 実務経験 3 年以上の窓口業務従事者が 3 名以上		0.5	
	・ 実務経験 3 年以上の窓口業務従事者が 2 名以上、かつ実務経験 1 年以上の窓口業務従事者が 1 名以上		0.25	
	・ 実務経験 3 年以上の窓口業務従事者が 1 名以上、かつ実務経験 1 年以上の窓口業務従事者が 2 名以上		0	
	・ 実務経験 3 年以上の窓口業務従事者が 1 名以上を含む窓口業務従事者 3 名以上		-0.5	
	・ 上記に該当しない。		-1	
	③上下水道窓口業務のうち施設関係の給水装置関係業務における実務経験者及び有資格者の配置計画（下水道関係業務との兼務を可とする）	提案書	—	
	・ 実務経験 1 年以上の給水装置工事主任技術者が 5 名以上		0.5	
	・ 実務経験 1 年以上の給水装置工事主任技術者が 4 名		0.25	
	・ 実務経験 1 年以上の給水装置工事主任技術者が 3 名		0	

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
	④上下水道窓口業務のうち施設関係の下水道関係業務における実務経験者及び有資格者の配置計画（給水装置関係業務との兼務を可とする）	提案書	—	
	・実務経験 1 年以上の排水設備責任技術者が 4 名以上		0.5	
	・実務経験 1 年以上の排水設備責任技術者が 3 名		0.25	
	・実務経験 1 年以上の排水設備責任技術者が 2 名		0	
	・実務経験 1 年以上の排水設備責任技術者が 1 名		-0.5	
	・上記に該当しない。		-1	
4 [浄水場 運転管理 業務] 業務を履 行するた めに必要 な組織体 制と配置 計画	①浄水場運転管理業務における現場責任者、副責任者、その他の業務従事者の実務経験及び配置計画	提案書	—	/1
	・現場責任者が、水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士 1 級を保有し、かつ浄水場での 15 年以上の実務経験者又は戸田市浄水場での 5 年以上の実務経験者である。副責任者が、水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士 1 級を保有し、かつ浄水場での 5 年以上の実務経験者又は戸田市浄水場での 3 年以上の実務経験者である。その他の業務従事者には、浄水場での 1 年以上の実務経験者を 4 名以上配置。		1	
	・現場責任者が、水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士 1 級を保有し、かつ浄水場での 10 年以上の実務経験者又は戸田市浄水場での 3 年以上の実務経験者である。副責任者が、水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士 1 級の保有者である。その他の業務従事者には、浄水場での 1 年以上の実務経験者を 4 名以上配置。		0.5	
	・現場責任者及び副責任者が、水道浄水施設管理技士 2 級以上の保有者である。その他の業務従事者には、浄水場での 1 年以上の実務経験者を 4 名以上配置。		0	
	・現場責任者が、水道浄水施設管理技士 2 級以上の保有者である。副責任者が、浄水場での 1 年以上の実務経験を有する。その他の業務従事者には、浄水場での 1 年以上の実務経験者を 4 名以上配置。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
5 [ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ運転管理業務] 業務を履行するために必要な組織体制と配置計画	①ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ運転管理業務における現場責任者、副責任者、その他の業務従事者の実務経験及び配置計画	提案書	—	/1
	・現場責任者が、ポンプ場（処理場含む）での10年以上の実務経験者である。副責任者が、ポンプ場（処理場含む）での5年以上の実務経験者である。その他の業務従事者には、ポンプ場（処理場含む）での1年以上の実務経験者を5名以上配置。		1	
	・現場責任者が、ポンプ場（処理場含む）での5年以上の実務経験者である。副責任者が、ポンプ場（処理場含む）での5年以上の実務経験者である。その他の業務従事者には、ポンプ場（処理場含む）での1年以上の実務経験者を4名以上配置。		0.5	
	・現場責任者が、ポンプ場（処理場含む）での3年以上の実務経験者である。副責任者が、ポンプ場（処理場含む）での3年以上の実務経験者である。その他の業務従事者には、ポンプ場（処理場含む）での1年以上の実務経験者を3名以上配置。		0	
	・現場責任者が、ポンプ場（処理場含む）での3年以上の実務経験者である。副責任者が、ポンプ場（処理場含む）での1年以上の実務経験者である。その他の業務従事者には、ポンプ場（処理場含む）での1年以上の実務経験者を2名以上配置。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
6 突発的な欠員への対処方法	・欠員の補充が具体的に示されており、補充員が速やかに業務に従事できる体制が継続的に確保されている。	提案書 ヒアリング	0.5	/0.5
	・欠員の補充が具体的に示されており、補充員が速やかに業務に従事できる体制が一時的に確保されている。		0.25	
	・欠員の補充が示されている。		0	
7 人材教育及び技術継承への取組	・人材教育が計画的で明確に示されている。技術継承への取組が戸田市の状況を分析した具体的な内容で実効性が高い。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・人材教育が計画的で明確に示されている。技術継承への取組が具体的に示されている。		0.5	
	・人材教育及び技術継承への取組内容が示されている。		0	

イ 上下水道窓口業務における業務の適切性等（配点 3 点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
8 [窓口業務] 料金関係業務 における上下 水道料金の 収納率の実績	①水道料金及び下水道使用料について令和4年度から令和6年度までに受注した全事業体の現年度分平均収納率(各当該年度の翌年5月末時点。数値は小数点第2位四捨五入) (参考：戸田市R3～R5上下水道料金平均収納率99.3%)	提案書 積算資料	—	/1
	・ 99.5%以上		1	
	・ 99.4%		0.5	
	・ 99.3%		0	
	・ 99.2%		-1	
	・ 99.1%以下		-2	
9 [窓口業務] 料金関係業務 における上下 水道料金の収 納率の目標	①戸田市上下水道事業包括委託業務期間内(令和8～12年度)における水道料金及び下水道使用料の現年度分目標収納率(各当該年度の翌年5月末時点。数値は小数点第2位四捨五入)	提案書 ヒアリング	—	/1
	・ 99.7%以上		1	
	・ 99.5%以上		0.5	
	・ 99.3%以上		0	
	・ 99.1%以上		-1	
	・ 99.0%以下		-2	
10 [窓口業務] 施設関係業務 における 給水装置関係 業務、下 水道関係業務 及び休日 漏水受付業務	①給水装置関係業務、下水道関係業務、休日漏水受付業務の実績	提案書 ヒアリング	—	/1
	・ 給水装置窓口業務、下水道窓口業務、休日電話受付、竣工検査等現場確認及び漏水現場確認の実績がある。対応マニュアルの充実や連絡体制の確保などによる、迅速化、トラブル回避を図る具体策がある。電話・窓口対応でのイメージアップを図る効果的な取組がある。		1	
	・ 給水装置窓口業務、下水道窓口業務、休日電話受付、竣工検査等現場確認及び漏水現場確認の実績がある。対応マニュアルの充実や連絡体制の確保などによる、迅速化、トラブル回避を図る具体策がある。		0.5	
	・ 給水装置窓口業務、下水道窓口業務、休日電話受付、竣工検査等現場確認及び漏水現場確認の実績がある。		0	
	・ 給水装置窓口業務、下水道窓口業務及び休日電話受付の実績がある。		-1	
	・ 上記に該当しない。		-2	

ウ 水道施設運転管理業務における業務の適切性等（配点6点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
1 1 [浄水場] 経験等の ノウハウ を活用した 運転管理 手法	・戸田市の配水における特徴とその対応策が具体的に記載されている。これまで履行してきた運転管理手法について記載されている。水需要が通常と異なる際の運転管理手法について記載されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・戸田市の配水における特徴とその対応策が具体的に記載されている。これまで履行してきた運転管理手法について記載されている。		0.5	
	・戸田市の配水における特徴とその対応策が記載されている。これまで履行してきた運転管理手法について記載されている。		0	
	・戸田市の配水における特徴とその対応策が記載されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
1 2 [浄水場] 原水水質、 水圧及び水 量管理の仕 様を満足す るための体 制、取組方 法	・井戸水、浄水場管理、水圧管理、水量管理、水質管理の特徴とその対応策が具体的に記載されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・井戸水、浄水場管理、水圧管理、水量管理の特徴とその対応策が具体的に記載されている。		0.5	
	・井戸水、浄水場管理、水圧管理の特徴とその対応策が具体的に記載されている。		0	
	・井戸水、浄水場管理の特徴とその対応策が具体的に記載されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
1 3 [浄水場] 緊急事態に 備えた従業 員の教育、 マニュアル 整備及び対 応体制の構 築	・浄水場運転管理に係る従業員教育及びマニュアルが整備されており、従事期間に係らず対応を可能とする体制が構築されている。戸田市浄水場運転管理において確実に運用できる内容である。過去の事案を理解し、対応できる内容となっている。緊急事態に備えた具体的な取組が提案されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・浄水場運転管理に係る従業員教育及びマニュアルが整備されており、従事期間に係らず対応を可能とする体制が構築されている。戸田市浄水場運転管理において確実に運用できる内容である。過去の事案を理解し、対応できる内容となっている。		0.5	
	・浄水場運転管理に係る従業員教育及びマニュアルが整備されており、従事期間に係らず対応を可能とする体制が構築されている。戸田市浄水場運転管理において確実に運用できる内容である。		0	
	・浄水場運転管理に係る従業員教育及びマニュアルが整備されており、従事期間に係らず対応を可能とする体制が構築されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
1 4 [浄水場] 緊急事態が発生した場合の体制及び対応方法 (施設の故障等に対する応急措置、関係機関への連絡体制、待機要員の確保等)	・緊急事態時の体制が確立されている。現場対応内容が明確に定められている。緊急事態の内容を想定した対応が具体的に示されている。応急措置のみならず、確実な復旧内容が示されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・緊急事態時の体制が確立されている。現場対応内容が明確に定められている。緊急事態の内容を想定した対応が具体的に示されている。		0.5	
	・緊急事態時の体制が確立されている。現場対応内容が明確に定められている。		0	
	・緊急事態時の体制が確立されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
1 5 [水道施設] 薬品、燃料の管理及び調達方法	・薬品及び燃料の適切な管理方法を具体的に示している。調達先となる事業者名の記載がある。緊急時においても調達を可能とする強固な体制を構築している。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・薬品及び燃料の適切な管理方法を具体的に示している。調達先となる事業者名の記載がある。		0.5	
	・薬品及び燃料の適切な管理方法を具体的に示している。調達方法の記載がある。		0	
	・管理方法及び調達方法の記載がある。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
1 6 [水道施設] 閉庁時電話対応、市民サービスの向上	・電話対応に対する案件ごとの具体的な手順が示されており、実績がある。市民サービスを向上させる具体的、かつ効果的な提案が記載されている。電話以外に I T 機器等を活用した提案がある。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・電話対応に対する案件ごとの具体的な手順が示されており、実績がある。市民サービスを向上させる具体的、かつ効果的な提案が記載されている。		0.5	
	・電話対応に対する案件ごとの具体的な手順が示されており、実績がある。		0	
	・電話対応に対する案件ごとの具体的な手順が示されているが、実績がない。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	

エ 下水道施設運転管理業務における業務の適切性等（配点 6 点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
1 7 [ポンプ場] 経験等のノウハウを活用した運転管理手法	・ポンプ場の運転管理手法について具体的に記載され、適切な管理に必要な項目・注意点等が具体的に記載されている。戸田市の排水における特徴とその対応策が具体的に記載されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・ポンプ場の運転管理手法について具体的に記載され、適切な管理に必要な項目・注意点等が具体的に記載されている。		0.5	
	・ポンプ場の運転管理手法について具体的に記載されている。		0	
	・ポンプ場の運転管理手法について記載されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
1 8 [雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ] 経験等のノウハウを活用した運転管理手法	・雨水貯留排水施設及び汚水マンホールポンプの運転管理手法について具体的に記載されている。適切な管理に必要な項目・注意点等が具体的に記載されている。戸田市の排水における特徴とその対応策が具体的に記載されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・雨水貯留排水施設及び汚水マンホールポンプの運転管理手法について具体的に記載されている。適切な管理に必要な項目・注意点等が具体的に記載されている。		0.5	
	・雨水貯留排水施設及び汚水マンホールポンプの運転管理手法について具体的に記載されている。		0	
	・雨水貯留排水施設及び汚水マンホールポンプの運転管理手法について記載されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
1 9 [ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ] 適切な監視及び操作を行うための業務体制、取組及び配置計画	・平日昼間に 8 人以上、平日昼間以外は 2 人以上を配置する計画であり、欠員時の対応、引継ぎ時間の対応が明記されている。また、ポンプ場運転管理に係る従業員教育について具体的な取組が記載されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・平日昼間に 7 人以上、平日昼間以外は 2 人以上を配置する計画であり、欠員時の対応、引継ぎ時間の対応が明記されている。また、ポンプ場運転管理に係る従業員教育について具体的な取組が記載されている。		0.5	
	・平日昼間に 7 人以上、平日昼間以外は 2 人以上を配置する計画である。		0	
	・平日昼間に 6 人以上、平日昼間以外は 2 人以上を配置する計画である。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
20 [ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ] 浸水被害軽減のための提案	・台風、ゲリラ豪雨等の大雨時におけるポンプ場及び雨水貯留排水施設の運転管理の課題が明記されており、その対応策の提案が3件以上具体的に記載されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・台風、ゲリラ豪雨等の大雨時におけるポンプ場及び雨水貯留排水施設の運転管理の課題が明記されており、その対応策の提案が2件以上具体的に記載されている。		0.5	
	・台風、ゲリラ豪雨等の大雨時におけるポンプ場及び雨水貯留排水施設の運転管理の課題が明記されており、その対応策の提案が1件以上具体的に記載されている。		0	
	・台風、ゲリラ豪雨等の大雨時におけるポンプ場及び雨水貯留排水施設の運転管理の課題が明記されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
21 [ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ] 緊急事態が発生した場合の体制及び対応方法（施設の故障等に対する応急措置、関係機関への連絡体制、待機要員の確保等）	・緊急事態時の体制が確立されている。現場対応内容が明確に定められている。緊急事態の内容を想定した対応が具体的に示されている。応急措置のみならず、確実な復旧内容が示されている。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・緊急事態時の体制が確立されている。現場対応内容が明確に定められている。緊急事態の内容を想定した対応が具体的に示されている。		0.5	
	・緊急事態時の体制が確立されている。現場対応内容が明確に定められている。		0	
	・緊急事態時の体制が確立されている。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	
22 [ポンプ場・雨水貯留排水施設・汚水マンホールポンプ] 燃料、消耗品の管理及び調達方法	・燃料及び消耗品の適切な管理方法を具体的に示している。調達先となる事業者名の記載がある。緊急時においても調達を可能とする強固な体制を構築している。	提案書 ヒアリング	1	/1
	・燃料及び消耗品の適切な管理方法を具体的に示している。調達先となる事業者名の記載がある。		0.5	
	・燃料及び消耗品の適切な管理方法を具体的に示している。調達方法の記載がある。		0	
	・管理方法及び調達方法の記載がある。		-1	
	・上記に該当しない。		-2	

オ 危機管理対応、市内人材採用及び社会貢献に関する的確性（配点2点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
2 3 危機管理対応に対する提案	①不可抗力への対応に関する提案	提案書 ヒアリング	—	/1
	・ 不可抗力に備えた準備、発生時、復旧に向けた内容が具体的で、戸田市の上下水道施設を踏まえた内容になっている。戸田市と連携すべき取組が記載されている。		1	
	・ 不可抗力に備えた準備、発生時、復旧に向けた内容が具体的で、戸田市の上下水道施設を踏まえた内容になっている。		0.5	
	・ 不可抗力に備えた準備、発生時、復旧に向けた内容が示されている。		0	
2 4 戸田市内における人材採用及び社会貢献に関する提案	①戸田市内人材採用計画	提案書 ヒアリング	—	/1
	・ 提案内容が具体的で実効性が高く、市内人材活用の向上が期待できる。		0.5	
	・ 提案内容が具体的で実効性が高い。		0.25	
	・ 上記に該当しない。		0	
	②戸田市内における社会貢献に関する提案	提案書 ヒアリング	—	
	・ 提案内容が具体的で実効性が高く、戸田市の地域振興における社会的貢献度も高い。		0.5	
	・ 提案内容が具体的で実効性が高い。		0.25	
	・ 上記に該当しない。		0	

（5）最低基準

提案書の評価に当たっては、対象契約の履行に必要な最低限の技術評価点の基準（以下「最低基準」という。）を次のとおり設定します。評価基準に基づく提案書の審査の結果、最低基準を満たさない提案書については、失格とします。また、すべての提案書が最低基準を満たさない場合は、選定を不成立とします。

最低基準 評価基準におけるア、ウ、エの各区分の得点がそれぞれ次の点数以上。
[ア：0点、ウ：0点、エ：0点]

6 提出を求める技術提案書及び確認資料集

技術提案書及び確認資料集の提出は、記2（1）③のとおり所定の期間内に水安全部総務課に提出してください。なお、郵送の場合は、発送後に水安全部総務課へ到着確認を行ってください。

（1）技術提案書

技術提案書の提出する部数は、正本3部（契約書添付及び市保管用）及び副本4部（選定委員審査用）とし、A4サイズに（折り込みも可）揃えてください。提案書の構成は、入札説明書における落札者決定基準の技術提案の評価項目に対応した順番にして、目次を添付してください。また、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）を表示してください。なお、表紙には、「技術提案書」の表題と件名、作成日を記載し、正本には商号、所在地、代表者（代理人）職氏名を記載し、代表者（代理人）印を押印、副本には各社の呼称（入札参加者に市が割り振る記号）を記載してください。

技術提案書中には、提案者の社名及びそれを類推させる内容（ロゴマーク等）を記載しないでください。

併せて、技術提案書（正本）の電子データ（Microsoft Word 又は Excel形式、表紙は PDF形式）一式をCD-ROM 又は DVDに収納し1部提出してください。また、技術提案書（正本）を通して印刷できるようにしたPDF形式のデータも収納してください。

（２）確認資料集

確認資料集は、評価項目１①、１②、１③、１④、８①、１０①において履行した実績を確認できる資料、及び評価項目２①において表彰実績を確認できる資料として、別葉の確認資料集として提出してください。提出する部数は、正本３部及び副本４部（選定委員審査用）とし、A４サイズに（折り込みも可）揃えてください。確認資料集の構成は、入札説明書における落札者決定基準の技術提案の評価項目に対応した順番にして、目次を添付してください。また、表紙を１頁とした通し番号を付するとともに、全頁数（頁の例：１／〇〇～〇〇／〇〇）を表示してください。なお、表紙には、「確認資料集」の表題と件名、作成日を記載し、正本には商号、所在地、代表者（代理人）職氏名を記載し、代表者（代理人）印を押印、副本には各社の呼称（入札参加者に市が割り振る記号）を記載してください。

副本の確認資料集中には、提案者の社名及びそれを類推させる内容（ロゴマーク等）は、全て黒塗りの処理を施した上で提出してください。なお、正本の確認資料集中は、黒塗りの処理を要しないものとする。

７ 落札者の決定通知及び評価状況の情報提供

（１）落札者の決定通知

落札者の決定は、電子メール等にて通知します。

（２）評価状況の情報提供

入札の経過及び結果（入札参加者名、入札価格、技術評価点、総合評価値等）は市のホームページにて公開します。また、落札者決定通知日の翌日から７日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から入札情報の提供について依頼があった場合は、依頼のあった日から起算して７日以内（閉庁日を除く）に入札参加者本人及び他の入札参加者の評価状況（技術評価点の項目別の得点）についての情報を提供します。なお、諸処の理由で入札が失格、無効等になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報の提供は行いません。

８ 不適正な事項に対する措置

- ① 技術提案の内容が、発注者の示す仕様書の標準に満たないときは失格とします。
- ② 技術評価の「加算点」が、マイナスとなった者は失格とします。
- ③ 提出された技術提案書に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。
- ④ 提出された技術提案書が不誠実（技術提案書のうち技術提案部分がすべて白紙又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とします。

９ その他の実施上の留意事項

- ① 技術提案書に記載された内容については、その後の他の契約において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。なお、発注者は、原則として提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。
- ② 技術提案書の作成、提出、品質等に係る試験等に要する費用は、提案者の負担とします。
- ③ 提出された技術提案書は、技術評価以外に提出者に無断で使用しません。
- ④ 提出された技術提案書の差し替え、修正、返却等は認めません。
- ⑤ 技術提案書作成等の本入札に関する手続についての問い合わせ先は、次のとおりです。

【問い合わせ先】 戸田市 水安全部 総務課 総務担当
〒335-0026 埼玉県戸田市新曽南3丁目1番5号
TEL：048-229-4606
URL(課のページ) <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/>
E-mail：mizu-somu@city.toda.saitama.jp